

肥後新田方・犬塚安太にみる開発思想

—海辺開発（干拓）における自然と人間の調和—

内山 幹生

目次

- 一、はじめに
- 二、干拓技術の諸相
 - (一) 天草の干拓候補地検分
 - (二) 八代郡の干拓技術
- 三、開発思想と水防の本質
 - (一) 惣庄屋の身分的矛盾と対立の構図
 - (二) 犬塚安太の心性と土木観
- 四、おわりに

一、はじめに

土木事業では、いつの時代においても、自然に対する人間のもくろみを調和させておく必要がある。そのためには、その時々々の技術的制約を先ず理解し、念頭におくべきであろう。日本の土木史をみても、国生み・国引きの神代期より現代まで、どの時代においても圧倒的に強い自然の力に対し、それを見通し、巧みに利用した技術の体系がみられる。これを近世の文献にさぐれば、『百姓伝記』¹⁾(著者不明、延宝く天和期に出たとされる)を嚆矢として、日本各地のさまざまな書物に、その記述がみられる。大畑才蔵『地方の開書』²⁾、平岡直之『地方竹馬集』³⁾、大石久敬『地方凡例録』⁴⁾など、多くの「地方書」⁵⁾がその

代表例である。

これらの地方書は、幕府や諸藩の民政担当行政官である郡代・代官や郡奉行・名主・庄屋などが、農村支配に活用した書物とみてさしつかえない。地方書の内容から、その書き手は、やはり民政担当の行政官であることが多し。本稿で論ずる犬塚安太は、熊本藩の惣庄屋で、代官兼帯の吏僚であり、所替えによって諸方の手永を転任し、各地に土木の事蹟を残している。なかでも、犬塚が本領を発揮したのは、海辺干拓と、それに関連する土木工事であった。

犬塚の略歴は、

文化二年十一月、親跡内牧手永御惣庄屋・御代官兼帯被仰付、御知行高三拾石被下置、同八年四月正院手永え所替、文政三年八月河江手永え所替、同八年八月野津手永え所替、天保四年七月廿六日病死、

というもので、長崎代官の依頼で赴いた天草諸島の干拓候補地予備検分実施後、その報告書をまとめた二ヵ月後に、五二歳で没している。三〇歳台までは、熊本領北半山間部の手永勤務が多かったが、文政三年（一八二〇）河江手永（現下益城郡西南部に相当）に異動、さらに五年後には野津手永（現八代郡中部に相当）へと、海辺の地域を受け持ち、病没するまでの十三年間に海辺干拓

を経験し、その専門的な技術を取得していったとみられる。

惣庄屋とは、村を超えた広い領域におかれた地方役人である。彼らの主要な任務は、域内の年貢取立や戸籍事務をはじめとする、広汎な農村指導と監督であり、なかでも、年貢取立に直結する田畑及びそれを取り巻く諸環境、水利・灌漑や道路・橋などの維持管理と整備は、最重要任務の一つである。したがって土木分野の知識と工事の遂行能力は、一般的に彼らの職責上、必要不可欠のものであり、治水や護岸・築堤工事などを含む農業土木全般について、指導的な立場にあったといえる。そしてそれらの大半は、海辺干拓にも応用できる技術であった。

文政五年（一八二二）、下益城郡河江手永惣庄屋時代に犬塚の関わった土木事蹟が、鹿子木量平『邦君積善録』の中にみられる。

…当春中ニ七百町之田地割渡新邑を立…（中略）…依之麓川を掘、水を掛けされは初稼成かたし、去年以來小田藤右衛門山鹿町水門宮地川之底樋出来し、平野角次・犬塚安太・三隅丈八出精して養水を流仕法を付、一年早初稼成ときは二千五百石程之国益三而…

とい、七百町新地造成直後の付帯工事、麓川からの新川掘削による「水掛」（造成地の塩気抜きと灌漑）を成功

させた。平野角次を責任者とし、水路の総延長九五九三間（約一七、三km）の大規模工事であった。³この工事によって、七百町新地では、造成地割渡しの一年後に、米の初収穫二五〇〇石ほどを得ている。

その後、犬塚は文政八年（一八二五）十一月、野津手永惣庄屋に所替となり、八代郡鏡町に入る。ここでは、地先に七百町新地を開発され、海浜から遠く離れてしまった鏡町・内田村などの衰退していく様子をみた。海上交易の要衝として栄えた往時の活況をとりもどすためには、この新地を東西に貫通する入江の開鑿（運河）が必要と考え、藩庁の許可を得て工事に着手した。新地の海岸より着工し、文政十三年六月、幅六〇間（約一〇m）、長さ二七町（約三km）の入江開鑿に成功している。¹⁰これらの経験を重ねる間に、海辺開発に必要な諸々の技能を身に付けていったとみられる。

犬塚は、「地方書」に類するものを残していない。さらに自筆の文書自体が、同じく惣庄屋職で、八代海の干拓に多大の功績を挙げた鹿子木量平ほどには伝わっていない。したがって、彼の防災及び開発に関する思想を知りうる文献としては、自らが中心になって著わした三巻の報告書に拠らざるをえない。これらは、天草郡富岡代官所へ提出された天草全島の干拓候補地についてのもので、公

文書的な性格をもつ。

犬塚安太ほか野津手永の会所役人を主体とする七名は、天保四年（一八三三）四月、天草郡兼任支配の長崎代官高木作右衛門の懇請により、八代から幕府領天草へ出張し、幕府役人による本検分に先立ち、同地干拓の技術指導と干拓予定地の予備検分を行った。その折の報告書三巻が翌五月に提出されている。それは、

(1) 『海面干潟御メ切場所圖並譯書』及び『海面干潟御メ切場所入川之圖並譯書』¹¹

（検分した二六カ所の干拓予定地個々の見取図と、工事上の留意点、造成の難易、可否などの所見を述べる）

(2) 『御普請取掛之仕様書』¹²

（①現場組織の統制 ②着工までの諸段取 ③水門設置について ④石垣、堤塘の構築法、などを述べる）

(3) 『肥後新田方口上書』¹³

（天草の干拓について、総合所見を述べる）である。

地域的特性の相違による海辺開発の差異、あるいは体系化という課題には、史料の制約その他の問題もあり、ここでくわしく論ずることはできない。したがって本稿

では、土木技術の一分野、干拓技術に焦点を当て、海辺開発において近世末期の干拓技術者が、どのように自然との調和をはかり、いかなる開発思想を持っていたのか、熊本藩野津水惣庄屋犬塚安太という視座を通して検討する。¹⁶⁾

二、干拓技術の諸相

干拓技術とは、大別して、堤塘の設置に関するもの、排水樋門の設置に関するもの、造成地の附帯工事に関するもの、という三部に分類できる。これらは比較的単純な様相にみえるが、実際は詳細な技術の集積である。工事経過に沿って、その項目を分類すれば、

- ①基礎地盤、土質の理解
- ②開発区域の設定、堤防高・工法の選定
- ③潮留め箇所を選定・工法、構造の選定
- ④排水樋門設置場所選定・構造決定、基礎工、沈下予測など
- ⑤用・排水計画

⑥道路計画・地盤造成

などがあり、それぞれの項目に固有の技術がある。これらは、すべて有機的につながっており、それぞれに一定

水準の技術が要求され、各々を調和的に結合させることが工事成功の要諦であった。

たとえば、排水樋門の工事をみると、昔も今も、造成される新地の用・排水計画は、降雨記録や連続降雨記録を参考にし、降雨量を概算推定して排水計算をたてる。¹⁶⁾

一日の排水深を一寸刻みで想定し、稲作の必要水量を勘案して、一日当りの計画排水深を決定するのである。それをもとに新地全体の排水計画をたて、排水樋門の断面（面積）を決定し、樋門の仕様と水門設置数を決定する。

排水量や灌漑水量のよみ違いがあれば、排水溝渠からの洪水、樋門の強度不足による決壊などの不都合が発生し、干拓新地全体の命運を左右する事態となる。

干拓工事によらず、土木構造物を造るにあたっては、江戸時代を通じて、基本的に石や木材などの自然素材に頼るほかになく、それらは単体ではそれなりの強度を有しているが、それらの結合に弱点があり、一体的に強固な構造物を造るには限界があった。この結合力の弱さからくる強度の低さを克服するため、種々の工夫がこらされたのであり、近世土木技術の発展があったといえる。河川関連の技術を例にとっても、堤防・護岸・水制・堰・水門といった河川施設の形態や計画理念は、今日とほとんど変わらない段階にあったといわれている。¹⁶⁾

近世末期の干拓指導者は、どのような技術を重視し、いかなる技術のありかたを想定していたのであろうか。本章では、干拓技術及び、それに対する考え方を、犬塚安太ほか八代地域の干拓指導者にさぐってみる。

(一) 天草の干拓候補地検分

【予備検分】

犬塚らによる天草島干拓候補地予備検分についてみておこう。天草は、有史以来、狹隘で山がちな島嶼であり、沖積平野などの自然にできた平野は、ほとんど無きに等しいものであった。

一 當郡村々之儀、去る卯年より去子年迄拾ヶ年御定免にて去丑年年季明に御座候處、當郡之儀は野山嶮岨にて土地悪敷谷合迫間之場所勝に有之、兩毛作之田地少く其上天水所にて早損之場所多、一體穀物拂庭(ママ)にて難儀之所柄に御座候上、揖斐十太夫様御支配配中明和五子年同六丑年兩年御檢見所御座候て：¹⁷⁾

山は險しく、耕地といえは谷間・迫間に限定され、河川の流路も短いうえに台風の常習地帯であり、風水害や旱害による凶作・飢饉がしばしば発生している。こうした状況から、年貢の確保と島内人口の増加をふまえて、夫食(食料)確保のため、野に山に海辺に、積極的な耕

地の開発がすすめられた。¹⁸⁾

近世中期になると、幕府の新しい開発政策により、全国的規模で開発が推進され、天領天草にも開発候補地検分のため、江戸勘定所や長崎奉行所より役人の来島が始まった。『天草近代年譜』²⁰⁾から、幕府役人の新開地検分の記事を拾うと、

明和元年

(一七六四)

…島原より勘定奉行中村儀兵衛と検地役らが来島

明和二年

(一七六五)

…江戸支配勘定岸本弥三郎と普請役らが海面干潟検分に来島

明和四年

(一七六七)

…島原より勘定奉行と検地役らが来島し、郡中新開田畑を検地高入れす

天明五年

(一七八五)

…長崎岩原詰勘定棟元久蔵と普請役らが、海面干潟検分に来島

寛政一〇年

(一七九八)

…長崎奉行松平石見守と普請役らが来島し、在方廻村・海面干潟を検分

寛政一二年

(一八〇〇)

…江戸勘定組頭杉山惣右衛門ら二〇人が来島し、海面干

潟を検分

などがみられる。中でも、最も大がかりな検分が天保四年度のもので、幕府本隊（江戸役人）の検分に先立ち、熊本藩の犬塚安太らに、事前の予備検分を依頼するといふ念の入れようであった。

天保四年三月、日田の西国郡代羽倉外記は江戸城に出仕した際、勘定奉行明樂飛驒守より、全国の天領を支配する江戸勘定所の吟味方改役並小林藤之助を、近く西国に派遣するという意向を知らされた。同じ頃、天草郡兼任支配の長崎代官高木作右衛門も江戸にあつたが、四月一日に長崎へ帰任した。天草の干拓候補地予備検分に着手するためである。高木の指示は、富岡代官所を通じ、関係村々の庄屋らに伝達され、急遽予備検分の準備がなされた。その内容は、

- (1)廻村順路、検分日程の作成
- (2)案内人の選任
- (3)干拓先進地熊本藩より技術顧問の招聘
- (4)干拓候補地の見取図作成のため、絵師の手配
- (5)宿泊所の確保・接待準備
- (6)荷物運搬の準備
- (7)駕籠・船の準備
- (8)警備手配

などであり、実施までの時間もないことから、多忙を極めた様子が窺える。

干拓の候補地は、天草全島域に点在していた。四月十八日から五月四日までの十一泊十三日、三〇数カ所の予備検分が計画されたが、わずかに数反歩の山中開（原野）までも奥山に分け入って検分するという徹底ぶりであり、結果的に十二泊十四日となつてゐる。並々ならぬ開発意欲であつたというほかはない。

【江戸役人の検分】

幕府の勘定改役小林藤之助らの一行十三人は、天保四年（一八三三）九月五日、日向路より熊本領へ入り、熊本藩の新開地を見学しながら北上して高瀬を過ぎ、大牟田から柳川へ向かつた。熊本・柳川の干拓地を視察した後、後に渡海し、天草へ入る段取りである。

九月二十二日、小林ら江戸役人一行は、天草郡大矢野島登立村に着岸した。そこで編成された検分視察の一行は、江戸役人十三人、代官所役人十七人、各組大庄屋ほか二〇人、人足一八〇人、合計二三〇人という大所帯であつた。翌二十三日より検分を開始し十月一日に終了している。

長崎代官高木作右衛門と勘定改役並小林藤之助連名による幕府への復命書、「肥後国天草郡村々海面附洲并古新田

潮溜山開等新開相成ヶ所へ取調候趣申上候書付」によると、²²⁾ ほぼ全島を廻村検分した結果、干拓候補地の面積は、

…都合凡ソ反別百七十七町二反三畝十五歩ほど

右は高木作右衛門御代官所、当分御預所肥後国天草郡村々海面附洲新開可相成場所見分糺方被仰付…

と、総反別一八〇町歩に満たないものであった。これは、同時期の熊本領八代海側の平均的な干拓地の一つにも及ばない。また、

…天草郡之儀^著 四方海面之離島^ニ有之、干潟附洲数無、其上荒波受けニてメ切土手丈夫^ニ不築立候てハ相保たず候^ニ付、諸雜費多分^ニ相掛り、ヶ所之反別^ニ見合候てハ入用引合難段相嘆き候村々多有之候得共…

という。天草郡全体が離島であり、もともと干潟や寄洲・附洲に類する場所が少ない。たとえあつても、堤塘をよほど堅固に築き立てて開発しなければ強風波浪で破壊してしまう。開発面積に比較して多額の造成費用を必要とし、工事を請ける村々も難儀しているという事情も表面化していた。²³⁾

海から直に山という天草諸島の島成りをみて、熊本領の海辺と比較すれば、干拓によって開発する際、その自然的条件は著しく不利である。幕府の役人は、それを承

知で、

…海面附洲并古新田メ切など之内、汐干落ちかね汐溜^ニ相成候内、將又野山開發可相成場所など新開吟味仕候分…
(傍線筆者)

つまり、干潮の際、潮が引ききらずに潮溜まりが残っているようなところでも、「開発可相成場所」とし、新開候補地としての吟味をしたという。これが、幕府役人の天草諸島の海辺開発に対する公式的な立場であった。²⁴⁾ 犬塚安太ら、予備検分で来島した八代の干拓技術者との開発姿勢の決定的な相違は、この点にある。

幕府や諸藩の姿勢は、農民の生活安定よりも、むしろ土地の生産力を余すところなく活用して、農業生産力の維持拡大を図ることにあつた。それは僻遠の天領、天草でも例外ではなく、その淵源は、享保七年（一七二二）將軍吉宗の「享保の改革」による一連の農政改革のひとつ、新田開発策にも遡ることができる。

(二) 八代郡の干拓技術

予備検分における三巻の報告書に記された工法から、犬塚の技術論を読みとることができる。これらは犬塚を中心に、配下の久保才平と岩崎令助が協力し、検分した事例をまとめたもので、²⁵⁾ 犬塚色があらわれ、独自の技術

的見解も散見される。工法自体は、当時の一般的な河川工事を含む農業土木技術の援用や、主として八代での干拓工事施工の経験から得られたものであり、八代郡の干拓技術といつてもよい。順を追ってまとめてみる。

- (1) 工事の第一段階は、様々な事情を考慮の後、衆知を傾注して勇断をもつて決定した堤塘の線、つまり海面干潟締切線上に排水樋門を設置すること。樋門は干拓地の規模によつて、水門を一枚扉にするか、二―三枚扉にするか、将来の水害等を予測して決定する。
- (2) 第二段階は、排水樋門に、従来干拓予定地内を流れていた濬筋を移設して、干拓地完工後の排水路とすることである。その工法は、濬筋の深浅によつて異なり、干潮の場所で水深四―五尺のところは、松の木で作った平杵を沈め（沈床）、両側に練り杭と建竹の柵を立て、その中に栗石を積込み、堤塘を築き上げる。残った古い濬筋は、干拓地の高さに均しておく。
- (3) 次に、排水樋門の設置された線上に潮除け堤塘を築き立てするが、この堤塘線は、「涸間の潮干除きの処」と一致させる。その線よりも沖へ堤塘線を前進させると、造成された干拓地が排水不能となる。
- (4) 堤塘の塘床築造については、海面干潟特有の「ぬまり」を考慮して沈床工法を採用する。最下層に粗朶の束を置き、それを編み竹で押え、さらに松の木で組んだ平杵を置いて栗石を詰めて固定した後、その上に石垣を組み上げる。
- (5) 風波がさらに強いと予測される所は、鞘石垣を余計に処置しておく。石垣を築くときは、石の奥行を長くして表を狭くし、裏側から挟み石を打ち、栗石を押し込んでおく。そうすると、石垣全体が「一枚岩」の理屈になり、長く維持できる。
- (6) 堤塘工事の総仕上げは、潮留である。その場所は、干拓地規模の大小・潮の深浅等を勘案し、あらかじめ決定しておく。およそ干拓地面積の一〇町歩内外につき一〇間ほどの間隔で、地盤の固いところを選んでおく。その空隙には、あらかじめ粗朶の束・編み竹・松の木製の平杵・栗石等で「沈床」を施工し、風波によつて起こる地盤の洗掘対策を講じておく必要がある。潮留は、堤塘空隙の海側に杭を打ち込み、大潮の干潮時に土俵・栗石を一气呵成に積み上げる。そして堤塘の芯を設置した後に石垣を築き立て、左右から延伸してきた本堤に連結する。
- (7) 堤塘の内側に遊水池を設けておく。潮の干満の関

係で、連続的な排水ができ難く、満潮の時は樋門を締切つて海水の流入を防ぎ、その間、干拓地内の悪水を滞留させておくためである。

以上にみられる工法は、経験からくる定性的な記述にとどまっているわけではない。検分廻村した干拓候補地個々の詳細な積書（見積書）が付属されている。科学的な観察姿勢と、経験から得られた鋭い視点が盛り込まれており、三巻の報告書と併わせ読むとき、施工時には見えない結果や、その理念を伝える姿勢が窺われる。つまり、工事の成否は、着工のときすでに決まっているという考え方である。現代でも、大規模プロジェクトを実施する際には、着工以前の資金や資材の調達、事業主体の確立、動員体制、環境条件、住民の合意に全力が注がれている。

犬塚の技術論を考えると、最も注目すべき点は、防災についての所見であろう。彼の防災思想の典型は、(3)の防潮堤設置の限界が汀線上にあるという主張にみられる。これは、諸藩の同時代の干拓技術者が、藩中枢の耕地拡大の期待に沿うべく、時として汀線を越え、より海側へ防潮堤を設置するように努力したことと対極をなしている。堤塘が、「涸間の潮干除きの処」より海側へ進出するといふことは、干拓地の規模拡大をもたらす反面、新開地の

排水不良と、風波による堤塘破壊の危険性を増す処方でもあった。

一般的に海辺の干拓地は、地盤もやわらかく、その沈下現象は長期間にわたる。その標高が海面高度以下であることから、現代では標高ゼロm地帯と呼ばれ、防災上、多くの問題が生じている。同様のことはいつの時代にもみられ、干拓候補地の選定にあたっては、官民で入念な事前調査が行われた。天草の干拓候補地の選定にあたっては、両者で細心の注意をはらって事前検討をし、その後、専門家である犬塚らに判断を求めている。彼らが検討した天草の干拓候補地について、その報告の一端をみてみよう。²⁸⁾

【柳浦】

中村之内柳浦

此御抄切所御分、間前三拾六町三反拾八歩之所、朔望之汐干落之際、而中岩窟有之、且南受之波當強御際目立者至極難洩仕、御入用相増可申、折角御築立ニ相成候而も水、下地ニ相成不申、大略七町歩程之所ニ而メ切ニ相成候は、相成之田地ニ相成、御入目引合可申見込ニ付、涸間潮之干落所ニ際目引上御入目積立申候事、

田畑五ヶ年季 大矢野組請

この締切予定地は、面積三六町三反十八歩で、朔望（月の一日と十五日）の潮が干落ちする汀線に中規模の岩窟がある。干潟の南側は、波当りが強く堤塘の築き立ては困難で、強行すれば資金の入用が増大する。無理に築造にしても、出水のため下地（土台）にはならない。およその面積が七町歩ほどの所で締め切れば相応の田地となり、投下資金とも釣り合う。小潮（瀬間潮）時の干落ち線内（汀線）まで際目を引き上げ、費用を積み立てることを忠告している。

【越の浦】

中村之内越の浦

此抄切御分、間四拾五町四反六畝九歩、風當も無御座塘手数短く至極之御場所と相見候^ニ付、竹を建試候^ニ付、三間程差入候^ニ付、而も底之程難相分有之候^ニ付、御際目引上所々相試候得共同様^ニ而御座候、左御座候得共、何分築立出来兼申場所^ニ而御座候事、

この候補地は、面積四五町四反六畝九歩で、風当りも弱く、築き立てする堤塘の間数も短く、至って良い場所に見えたので、干潟に竹竿を突き込んで深さを計つてみたところ、三間ほど差し入れても底が確認できなかった。堤塘予定線を陸側へ引き上げ、場所を変えて試してみたものの、同様の結果である。新地の築立は、困難な場所

と判断した。

柳浦と越の浦は、共に四〇町歩前後の干潟で、狭小な天草諸島の干拓候補地群の中では、屈指の規模といえる。天領官民の期待は大きかったと思われるが、犬塚らは厳しい見解を示した。

：於国元もぬまりの所築立に被^レ成、追々破損^ニ而造用積之外^ニ相増、困窮仕候場所之間^ニ有之候間、たとひぬまり込不申仕法を付申候^ニ付、而も、中々見込込通取扱出来兼申候事^ニ御座候間、不丈夫のヶ所者容易^ニ御打立被遊候^ニ付、而も、銀主困窮至極、置置申體之儀多有之候事^ニ御座候間、何分御見合被遊候様有御座度、乍恐奉存候事、
(傍線筆者)

国元（熊本領）でも、「ぬまり」の場所を施工するときには、築立費用が増加する。ぬまり込まぬ工法で施工をしても、見込みどおりには行かない。今は容易に堤塘を築けたとしても、先々は銀主が困窮するので見あわせられない、という。

天草の場合は、地元の「銀主」による資金負担が多かったが、近世後期の熊本領では、藩庁機関の出資による開発事例が多くみられる。干潟の見極めについては、耕地確保の観点から、最大効果を發揮する締切り線が要求される反面、万一破堤すれば、巨額の投下資金が水の泡と

なるので、より慎重な検分姿勢が必要となる。

予備検分の報告書『海面干潟御メ切場所圖並譯書』には、二七カ所の干潟検分状況が記されている。検分結果を整理すれば、

① 開発適

三カ所

② 開発可(条件付)

一〇〇

③ 開発不適

一四〇

(計二七カ所)

となり、天草の官民にとつては厳しい内容であった。条件付とは、立地や地形の制約条件により規模の縮小を図ること、さらに堤塘の設置場所を汀線の内側へ移動させること、また採算性から判断して適正規模で開発すること、などである。

これらの判断の底流には、工事の不首尾を恐れるという経済的な側面以上に、自然を無視した一方的な開発規模の拡大を抑制し、開発された新地の安全を図るという防災の思想があった。この点に、犬塚ら地方吏僚の干拓技術者としての矜持をみることができる。

江戸役人の検分後、天草の干潟開発は、如何にして推進されたのか。高木代官と小林勘定改役並の復命書に記載された干潟の開発二〇カ所は、各々に設定された鍬下年季を認められ、天保五年(一八三四)より一斉着工を

命ぜられたという。²⁸⁾しかし、犬塚らの予備検分報告にみるように、開発に適した干潟は僅かなものである。明和年間より検分、調査、小規模開発が繰り返されていた箇所ばかりで、開発に向かない、困難な工事を要する干潟が未開発で残っていたといえる。そのため、一斉着工には各銀主が難色を示し、その足並みも一様ではなかった。

このことは、犬塚らの確かな眼力を裏づけるものとして評価されてよい。場所によつては、大正・昭和期まで断続的に工事がなされ、その後の時間経過で干潟や濠筋など、自然的条件も徐々に変化してきていた。事業主体の変転に加えて、開発にまつわる様々な係争の発生などもあり、その推進は苦難の歴史を辿る。

三、開発思想と水防の本質

犬塚らの検分報告は、単なる干拓候補地の開発適否の診断にあるのではない。干拓地防災の根本的な心構えをも説いているのである。その技術思想は、防災思想と不即不離の關係にある。彼の考える海辺開発のありかたを、「防災」という観点から考察するとともに、彼のより根本的な属性である「身分」と、「心性」という視角から検討しよう。

(一) 惣庄屋の身分的矛盾と対立の構図

貴賤上下は、天によつて決定された絶対的なものであるとする朱子学的運命観は、近世の武家社会に大きな影響を与えた。²⁹江戸幕府より官学として保護された所以でもある。しかし、その運命観を微妙な立場から眺めていた階層も存在する。³⁰熊本領の場合、中世末期から近世初頭にかけて、在地に勢力を張った土豪などを出自とする大庄屋・庄屋ら地方役人階層が、それである。

犬塚の出自を先祖書に見ると、³¹

筑後の国三潞郡蒲池城主蒲池参河守久憲の孫家久、犬塚刑部大輔と称し曾孫久重、加藤清正に仕え三百七十石の知行にて阿蘇谷狩尾村に拝領、高麗出陣など致し、其後加藤忠広公へ御奉公、忠広落去の後は
牟人：

といい、三代目の久重は、加藤家に仕えた知行取りで、加藤忠広の改易に伴い牟人となるが、その子久信の代に阿蘇郡内牧在に居住する。久信から四代目、太次兵衛の代から内牧手永惣庄屋に任用され、以後、代々同職を勤め、土地改良や灌漑工事などに歴代の事蹟が伝承されている。

熊本藩の場合、惣庄屋階層は、中世末期以来の地侍が

多く、「肥後の国人」あるいは、「五十二人衆」(国衆)と呼ばれた人々の後裔をはじめ、大友・佐々・小西・加藤氏らの遺臣がそれにあたる。³²細川氏は寛永九年(一六三二)肥後入国に伴い、彼らを弾圧することなく、「牟人」対策の一環として、大庄屋・庄屋などに起用し、その支配体制に組み入れた。寛永年間(一六二四〜四三)の惣庄屋六一人中四三人の出自は、³³

加藤家旧臣 七人 相良家旧臣 二々
右同大庄屋 九々 伯耆家旧臣 二々
阿蘇家旧臣 九々 (国衆)

大友家旧臣 二々 菊池家関係 二々
小西家旧臣 一々 その他領主 七々
島津家旧臣 一々 神領代官 一々

となつてゐる。彼らは近世の初期から宝暦年間(一七五五〜六三)頃まで、地方役人というよりは、むしろ世襲の「士」として遇され、家中士の中に数えられていた。³⁴その後、中期以降には、家中士の列を離れて、地方役人となり、その庄屋の中からも、能力を見込まれて惣庄屋に抜擢される者も出た。

さらに後期になると、惣庄屋の転任・移動が一般化して、土着性も希薄になり、役人的性格がいつそう濃厚となる。もつとも、世襲ではないが、先の旧族遺臣や中世

豪族を出自とするものは、能力に恵まれ、「親跡引継ぎ」で親の跡目を継ぐ者も少なくなかった。その子弟は、他的手永会所で見習修業をし、折をみて親の代役を願ひ出ることになるが、器量が劣れば任用されなかつた。³⁵

惣庄屋・庄屋が、幕藩領主権力に対する場合、封建制を前提としながらも、村方の代表者として対峙している。そのとき彼は、「百姓」すなわち被支配者として相対するのである。しかし、彼が村において村人と相対するときは、村請という徴租体制の下、同じ百姓同士としてではなく、支配者として接していた。細川藩政中期の農民生活を表現した『仁助咄』に、³⁶山間部農民層の惣庄屋・庄屋観をみてみよう。

儀助云

手永々々の御惣庄屋も、御内檢衆の右の御仕法を畏まつて田地毎に出来る所の御年貢を百姓に請けさするは、さても器量のない事じゃ。手永の百姓が、御年貢が足らずに迷惑すれば、御惣庄屋も大躰な世話にてはならぬ事じゃ。

土平・作助云

御徳懸の時に、庄屋・村役人が今少し道理をいふて、有り躰に御免を請くるやうにすればよけれども。庄屋・惣庄屋が、藩庁役人の言いなりに年貢を請けて

しまうという憤懣を述べている。作の出来、不出来を勘案して免（年貢率）を請けるよう交渉するのが筋だという。これは、庄屋・惣庄屋に対する村人の農業者・生活者としての共同体験に根ざした認識、つまり村方の代表という認識にほかならない。また、

儀助云

いや／＼、庄屋・村役人は何としてものがいはれやうか。御吟味役衆や御内檢衆が無理をいふてしからしやると、ふるい廻りて、ただはい／＼とばかりいふて、どのやうな事についても請け合ふ。

仁助云

もとより庄屋・村役人には、理非の分りたるものはすくない。

儀助云

さふとも／＼、無筆無算の者が多いよつて、道理が分るべきやうはなけれども、萬事に不調法なるかと思へば、利を得る事には餘程智慧があると見えた。

藩の諸役人に無理をいわれて叱られると、何もいえずに震え上がり、万事請け合つてしまふという。庄屋・村役人らは、自己の利益のみを考えており、不調法な割には、利に聡いと酷評されている。彼らは、末端行政を担当する、いわば藩政の最下級代理人で、その故をもつて、

行政事案の執行については、彼ら自身の利己的な意志をも付加できる余地が大きかった。また、惣庄屋については、

儀助云

御年貢を取立て上納するは兼役にて、御惣庄屋の本役、本意の所は、万事手永の支配をいたす筈の事に御ざりますさふな。

智伯云

聞へた。それなれば御年貢を納むる事のみを知つて、人を治むる事を知らず。餘所になしては済まぬ事じゃ。年貢の取立てに狂奔し、本務である手永の政治を忘れてゐる、と指摘する。これらは、熊本領内に限らず、幕府領・大名領に普通にみられたことである。近世の百姓一揆発生原因として、村役人の非違・庄屋の非違、私曲、不正、誅求が二三〇件以上あげられていることも、それを示している。³⁷⁾

一方、庄屋・惣庄屋層のすべてが、農民に苛政をしくわけではなく、その中には村人の代表として、身体を張つて行動するものも少なくなかつた。本来、「土」のように、「君命」を絶対視して行動するものではなく、村の利害を代表して行動する側面が重要で、究極的には、それが彼らの誇りであり、矜持でもあつた。祖先が旧熊本藩主加

藤家の家臣であつたという出自は、郷士身分の犬塚に微妙な精神的作用をもたらしている。こうした背景もあつて、惣庄屋層には、階級的位置付けの他に、支配者的性格と被支配者的性格が二律背反的に内在していたのである。

犬塚は、天領の干拓候補地診断に際して、幕府役人の思惑や、その期待するところを当然に諒解しながらも、その診断は、幕府役人の意向を無視するかのような、現実的で厳しい見立てであつた。権力を強く意識すれば、少々の危険には目をつぶり、彼らの欲するまま、開発面積の拡大を容認するという甘い判断がなされても不思議はない。熊本領外、天領の検分ではあつたが、防災上から、村の利害・農民の利害を優先させた点に、犬塚の村落指導者としての面目と、惣庄屋的論理の貫徹がみられる。

(二) 犬塚安太の心性と土木観

享保改革後半期の勘定奉行神尾春央の言葉として、「百姓と胡麻の油は搾れば搾るほどとれる」というものがある。これは苛酷な徴税方針ともみえるが、他方、領主が農民の実生産量を把握できず、いくら搾つても百姓の手に余剰産物が残る状況だつたことを示している。それに対し、近世後期の経世家本田利明は、「神尾氏がいわく、胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなりといへり、

不忠不貞といふべき様なし」との感想を述べている。³⁸

神尾のような考え方は、当時の幕府領や大名領の代官らの共通認識であった。しかし、為政者の中に、農民階層への同情が無かつたわけでもない。荻生徂徠は、「唯百姓よりは年貢を取る物と計覚て、唯取ん取られじとの心計にて、百姓に非道をする族も之有ども、不断に我住所にて見習、聞習するときは、愛憐の心も自然と生じ、如何様の人にては百姓をさのみ苛くはせぬこと、是又人情也」と述べている。³⁹ また、熊沢蕃山は、「百姓は年中辛苦して、作り出したるものを残らず年貢にとられ、未進となれば催促をつけられ、妻子を賣らせ、田畠山林牛馬までも賣らせて取らるれば、其の百姓、家を破りて流浪し、行方なきものは、乞食となり」と、憐憫の情を示した。

犬塚は苗字帯刀を許された代官兼帯の惣庄屋である。熊本城下の家中士からは、百姓同然に見られながらも、農村にあつては為政者そのものであつた。惣庄屋ら末端吏僚の農民をみる眼は、彼ら個々人の資性や感性により異なつていた。さきに、惣庄屋は本来、村および農民の利害を優先させると述べたが、関係手永間、あるいは村落間の利害が交錯する場合に、彼らは如何に行動し対処したのか。その心性が窺える事例をみてみよう。⁴¹

…宝曆年の後、廻江川の堤築立にしたかい仏唱塘を築立、浜戸川の増水一滴も廻江手永に入さる仕法なり、されとも此川の北杵嶋の方に在□田嶋田方木隈庄在在外に見て、木原村より下守留在まで以前廻江川の増水双方にこぼし来りし所、なき堤高く築立たり、此詠は、
藤井 廻江惣庄屋敷代相勤し家柄 芥川 杵嶋御惣庄屋敷代相勤し者なり 両御惣庄屋の不和より起りて水理乃公道を猥り自分勝手
の私情を以築立たり、依て杵嶋の塘破る、ときハ廻江の民喜んで勝声を揚、廻江塘破る、時ハ杵嶋の民喜て勝声揚る…

(傍線筆者)

惣庄屋相互の不和が、各手永農民間の不和にまで至つた事例である。廻江川を挟んで廻江と杉島の両手永があり、明和年間（一七六四〜七二）の初頭頃まで、その兩岸には堤塘がなかつた。以前は、「双方共に塘笠を削り、下田地の根置と為し、亀甲形にして八重芝土手に仕直し、双方同様の勾配を取、其上より双方こぼし水に被仰付」られ、増水の際には、両手永の村々へ公平に溢水させたので水害も比較的軽かつた。その後、廻江手永惣庄屋藤井常右衛門が、杉島手永と水利を争い、廻江手永側に一方的に堤塘を築いたことから、杉島の村々が水難に苦しむようになった、というのである。

数年後、杉島の惣庄屋は藤井に、「廻江川の塘を引下げ、

こぼし水に為し、分水の所を明け古に復せん」ことを交渉したが、「常右衛門甚立腹し、交て熟談出来ざる有是(ママ)」となった。この事情を郡代宮本伝右衛門に達したところ、「公道を以御捌奉願なり、宮本氏一旦に同意有て公道を以、常右衛門の私曲を責らる」事態となり、藤井は廻江の惣庄屋を免ぜられ、その後、当時最貧窮手水の一つ、野津手水へ転任させられている。

私を以て治めるか、公を以て治めるかという統治の根本に関わる問題であろう。前出の史料は、鹿子木量平の記述と伝えられ、そこには「水理を治る人乃公私を見るに、公を治るときハ永代其功しを戴く者多し、私を以治るときハ永代其害を遺すなり」という文言がある。ここに、彼の治水・土木観があらわれ、惣庄屋として郡村行政全般に対する姿勢も垣間みられる。

犬塚の心性も、鹿子木のそれと変わるところはない。犬塚が河江手水の惣庄屋を勤めていたころ、松山手水惣庄屋であつた三隅丈八の伝記には、

…宇土郡松山郷のみの利にして、古保山村の田を失ふ者多し、此村や益城河江郷に属して其当時の勢に、郡を異にすれば、人氣疎く地情親まず…

という記述がある。宇土郡松山地区一帯の旱害は、近世以前からみられ、本田彰男氏によると、加藤清正は、ま

ず緑川下流に大曲を掘り、潮の干満による逆流水を利用し、宇土川と潤川のほとりに展開する広大な千田の灌溉法を講じたが、逆流水の利用困難な善導寺・境目・松山・下松山・立岡および古保里などのために立岡堤(溜池)五町六畝を築造して対処した。²⁴⁾しかし、その二〇〇年後に、松山の旱害は再び深刻な状況を呈し、立岡の溜池には、佐野川からの流砂土が堆積して貯水量の減少をみた。取水量の大幅減少により、地元農民の難儀は甚だしく、そのため三隅は、文政八年(一八二五)に立岡堤を浚渫改修して容積を増し、さらに水路を掘添え、導水路の延長を図つたのである。

三隅の掘添え工事は、延べ出夫人数二一万人超という大規模なもので、河江手水の古保山村より松葉川を延長し、立岡堤に引き込むという計画であつた。当然、古保山村の田畑に多大の費地(川床用地)を発生させることになり、村の経営上、大きな障害となる。松山手水の村々のために河江手水の田地を潰すということは、被収用農民や村役人の心情として、耐え難いものがあつたが、犬塚は、松山の旱害を不憫に思つてか、古保山の失田農民までも説得し、改修に出役させて掘添え工事に協力した。²⁵⁾

犬塚や鹿子木、三隅などの心情には、仏教にいう「利他行」の土木観が窺える。個人の直接的利益のためより

はむしろ、個々人の労力を提供して、多くの人々が生活する社会環境を改善しようとする理念である。⁴⁶ 土木は仏心の発露という考え方、彼らの心の奥底には、そういう意識の沈潜があったとみる。犬塚は、浄土宗（鎮西派）に深く帰依していたので、伝教大師（最澄）の「…一遇を照す、此れ則ち国宝と…」や、「…悪事は己に向へ好事は他に与へ、己を忘れて他を利するは慈悲の極…」などの教えに影響されていたとみてよからう。⁴⁶

仏教者の社会事業の中に土木工事をみると、奈良時代に諸国を巡り道路や橋・堤防を建設した道昭や行基があり、下って平安時代初期の最澄、空海、同じく中期の空也、鎌倉時代の重源、寒巖など、諸宗諸派に多くの土木実践者がいた。彼らの活動手段は、勸進であり、布教が主目的である。しかし、その宗教的な動機は、民衆の難儀を救うという、利他行の実行にあった。この傾向は中世まで続くが、近世になると寺院や僧侶の社会事業は減少し、その分、幕府や諸藩の行政による諸事業が増加してくる。

仏教では、己れの欲を押え、他者に善を施すことによつて仏に近づき、来世功德により、仏に成ることができると説く。近世後期には、仏教の衰微に伴つて僧侶の墮落も多くみられ、その精神生活上の地位は、下がったかにもみえたが、すでに伝来後千三百年ほど経過しており、

仏教文化は、消化されて血肉となり、揺るぎないものとなつていた。⁴⁷ その意味で、当時の民衆は、今日の我々が想像するよりも、はるかに敬虔な信徒であつた。犬塚らの干拓指導者が、工事の善ない成就と、完工後の安寧を神仏に祈つた心情にも、⁴⁸ 土木は仏心という意識が汲みとれる。

四、おわりに

享保期、諸国大名の財政逼迫の状況は、「…近來諸侯大小となく、国用不足にして貧困する事甚し、家臣の俸禄を借る事、少きは十分の一、多きは十分の五六なり、それにて足らざれば国民より金を出さしめて急を救ふ」という言葉にもあらわされている。⁴⁹ そうした社会状況のなか、文芸や実学などに、生きる気概を見つけた下級武士や民衆があり、後には士族の株を買い、或いは寸志の献金で士分を得る人々も出てきた。さらに近世は、民衆の大学習時代であると同時に、そのことが身分制を部分的に修整し、個人的に解放の場を見いださせたといわれ、それは、幕藩体制の弛緩を意味するともいう。⁵⁰ 識字階層の増加は、この傾向をさらに加速させた。

このような時代的風潮と社会変転の中で、鹿子木量平

や三隅丈八、犬塚安太らに代表される熊本藩の惣庄屋たちは、学問を通して「志」を涵養して行く。彼らの多くが、最下層の士分ながらも、藩校時習館に学ぶ機会を得て、行為の動機に重きを置くという、その学風や、高本紫冥という穩健な朱子学者の薫陶を受けたことが、それに決定的影響をもたらした。庄屋・惣庄屋の転免制度による任地の移動も、大きな経験学習の機会をあたえたが、彼らの能動的な「開発者的性格」の形成は、時習館の学統に求められよう。さらには、実践的な治水や干拓の技術が、下級武士や惣庄屋・庄屋を含めた末端の吏僚の手中にあり、彼ら自身が開発の起案を行い、かつ実行するという立場に、近世末期の地方吏僚像の一典型を見いだせる。

犬塚の開発思想や土木観には、深い洞察と合理性がみられる。明治以前の土木には、今日の技術と比較して、数え切れぬほどの超克不可能な技術的制約があり、それぞれの到達水準で、自然と調和せざるを得ないという大前提があった。自然と人間の均衡という視点からみれば、いかに技術革新がなされようとも、その土木技術運用については、いつの時代でも「自然の摂理」の範囲にとどまる謙虚さが必要であろう。彼は、海辺干拓における限界的な堤塘の設置線を、汀線に置きと主張した。近世後

期の人々の自然観には、人間の驕りを天が戒めるといふ天譴の思想がみられるといふ⁵³。彼の開発思想も、あるいはその範疇で考えるべきことかもしれない。しかし、天草の干拓候補地予備検分に際し、彼の著わした報告書から読み取れることは、その着眼の具体的で科学的なことであり、今日的な視角からみても十分説得力に富むものである。

現代の土木技術を駆使すれば、汀線よりも遙か沖合に堤塘を築くことは可能である。しかし、渚から沖へ遠ざかるほど、高潮や激浪による越波、そして堤塘破壊の危険性は相乗的に拡大する。百年に一回の高潮を想定し堤塘を築いても、その襲来が百年後とは限らない。これらのリスクに対し、いたずらに技術をもつて「自然」を押え込むという対応は、採るべき策ではあるまい。

干拓に関わる諸技術の執行と防災・自然破壊との関係においては、許容できる範囲内（自然との安定的な拮抗レベル）では可とするも、政治経済的な効果を追求するあまり、自然との関係において基本的な枠組みまでも超克し、破壊するものであつてはならない。この点において、近世後期における熊本領内の海辺開発は、学ぶところ大であり、それは、九州内海における国土開発の是非、その保全という現代的な視点からも、再検討に値する。

(1) 著者不詳『百姓伝記』。延宝〜天和期(一六七三〜八三) 遠江・三河地域に成立した農業技術書。作物の栽培や肥育を中心としているが、暦・治水にも多くの記述がある。

(2) 大畑才藏『地方の聞書』。元禄年間(一六八八〜一七〇三)に成立。大畑は和歌山藩の農政官俣で、治水・利水に実績があった。

(3) 平岡直之『地方竹馬集』。元禄二年(一六八九)に成立。中巻に川除普請の記述がある。

(4) 大石久敬『地方凡例録』。一一巻。寛政六年(一七九四)に成立。地方実務の手引書で、地租改正の際にも活用された。

(5) 熊本藩近世の行政単位。一郡を数手永に分割し、一手永は数村から数十カ村で構成された。手永とは、もともと配膳をする際の送り役を意味し、熊本藩では、惣庄屋の手の届く範囲という意味で手永と名付けたもの。

(6) 花岡興輝『領国支配の構造』(一九七六) 八二頁。

(7) 野津手永惣庄屋時代の事蹟については、八代郡鏡町に犬塚の記念碑があり、左のように刻されている。

…右者性誠実にして剛毅下を憐み、財を施し衆に尽し、高本紫冥、中山昌礼両先生に師事し博学、細川公の命を享けて八代郡御惣庄屋となり八代上宮原に居住する、野津、小野部田等に幾

十の用水池をつくり水路を掘り鏡入江を開さくして文政干拓七百余町歩の新地を構築し文政村を作る、その竣工の祝典に村民総べて喜嬉して種々の工夫を凝らし、新地開きの作業中から誰云うとなく唄った「おざや節踊り」を舞い廻した、

あのおや 犬塚さんは仏か神か 曇る鏡をときたてて…

(後略)

(8) 鹿子木量平『邦君積善録』天保三年(一八三二) 熊本県立図書館蔵。

(9) 本田彰男『肥後藩農業水利史』(一九七〇) 一三八頁。

(10) 八代郡鏡町在「犬塚安太久常氏顕彰碑」碑文より。

(11) 天草郡教育会『天草郡史料』壹輯(「天草島鏡」一九一三) 所収。犬塚安太の起筆によるもの。

(12) 右同所収。

(13) 右同所収。

(14) 直接的に関連する先行研究はほとんどない。自然との調和や開発思想という共通項に些かでもふれているという点では、次の文献・論稿がある。

① 大熊 孝 『利根川治水の変遷と水害』 (一九八二)

② 〃 『洪水と治水の河川史』 (一九八八)

③ 松好貞夫 『新田の研究』 (一九三六)

④ 菊池利夫 『新田開発』上下巻 (一九五七)

⑤ 喜多村俊夫 『新田村落の史的展開と土地問題』 (一九八一)

⑥北野典夫「天草干拓史」(「天草建設文化史」) (一九七八)

ほかに、古島敏雄・小野武雄・木村 礎など多くの著作がある。

従来は制度史・支配構造・領国経済・農業技術史・歴史地理学・歴史社会学・政治史的視角などからのアプローチが主体であった。今後は、開発に関わった人々の思想や心を解明していく必要がある。

(15)九州農政局有明干拓建設事業所「有明干拓史」(一九六九)

二〇六頁。

(16)知野泰明「治河要録解題」(「日本農書全集」六五卷一九九七)

二九二頁。

(17)天草郡教育会「天草郡史料」壹輯(「天草島鏡」一九一三)

三五一頁。

(18)北野典夫「天草干拓史」中、本戸組大庄屋木山文書「原空地

付洲干潟等之事」(天草地区建設業協会「天草建設文化史」一九七八所収)。

是は當郡之儀、御高不相応多人數ニ而、年々人高相増候ニ付、

海面干潟ノ切は勿論山々嶮岨之場所ニ而も土留り有之場所、並ニ

谷間等迄少々ニ而も開發仕り唐芋粟類可成仕付ニ相成候分は、

前々々御吟味之上、年々と開發被仰付候処：

(19)児玉幸多・大石慎三郎編、近世農政史料集一「江戸幕府法令

上」(一九六六)一六四頁。(引用書目「御触書寛保集成」三三五

九号)

惣て自今新田畑可有開發場所ハ、吟味次第障り無之におゐてハ、

開發可被仰付候、夫ニ付、右地所私領村附之地先ニて、只今迄

開發可致筋ニても、此度新田御吟味ニ付、いまた開發不仕有之候場所之分ハ、山野又は芝地等或ハ海辺之出洲内川之類、新田畑ニ可成処ハ、公儀より開發可被仰付候、乍然私領一円之内に可開新田ハ、公儀より御構無之候、為ニ心得此段相通し候、

九月 (享保七年九月)

(20)松田唯雄「天草近代年譜」(一九四七)。

(21)鬼池村庄屋「御用留日記」五和町教育委員会蔵。

…御勘定様にも追々御下り御座候趣之処、長崎殿様當十八日先御陣屋ニ御入之つもり御渡海ニ相成候条、海面附洲是有御村方ニハ早速掛合候得共：

ハ早速掛合候得共：

(22)崇城大学図書館渋谷文庫蔵。

(23)天草の干拓新地開發は、村請、郡中請、個人請(銀主請)により推進された。

より推進された。

(24)前掲(18)。

…當郡村々之干潟又者山野之内、聊ニ而も開發相成場所ニ御見立

為御見分御廻村被仰付、是迄開發御高請仕候新開地之潮溜迄一々

御吟味之上、左之通開發御請負被仰付、一郡一同無残処御吟味

被仰付候ニ付、當時ニ相成候而ハ、干潟者不及申上山野ニ至迄、

聊ニ而も開發仕候場所無御座候、

(25)前掲(13)「肥後新田方口上書」。

(26) 前掲(11)『海面干潟御ノ切場所圖並譯書』。

(27) 天草在住の商人地主高利貸。在地社会を社会経済的に支配していたが、有力銀主の大半は幕藩制的末端支配機構とは別個の存在であり、大庄屋・庄屋が必ずしも銀主に属していたわけではない。

(28) 北野典夫「天草干拓史」(天草地区建設業協会「天草建設文化史」一九七八)八八頁。

(29) 家永三郎「近世思想界概観」(『近世思想家文集』日本古典文学大系97)八頁。

「…全体として朱子学の演じた役割を考えると、上下の秩序と礼節とを重んずる朱子学が、身分秩序を固定することにより、幕府を中心とする武士支配の体制の安定化を哲学的に正当化するイデオロギーとしての機能を演じてきたことは明白であらう」

(30) 黒正巖『百姓一揆の研究』續篇(一九五九)九頁。

「…落武者の子孫などは、元来が反抗的精神と闘争的精神との強きに加へて、格式門地を威張った封建時代の事であるから、三河地方の貧乏百姓で、家康に味方して運よく大名に成り上がって来たものなどを軽蔑したのである。即ち彼らの威張る事に対しては、経済的関係以外にも原因のあったことを注目せねばならぬ」

(31) 阿蘇町教育委員会編／資料「阿蘇」二集(一九八〇)。

(32) 森田誠一「近世の郷土制、特に金納郷土の性格」(熊本大学

法文会『法文論叢』一九六六)六〇頁。

(33) 竜峰村史跡研究会「竜峰村史」(一九六一)八九頁。

(34) 前掲(32)六二頁。

(35) 鎌田浩「熊本藩の法と政治」(一九九八)二二七頁。

(36) 熊本女子大学郷土文化研究所「仁助咄」(熊本県史料集成4・一九五二)

(37) 前掲(29)付録「百姓一揆年表」より。

(38) 本多利明「西域物語」下(新村出監修『海表叢書』二卷一九二八)七九頁。

(39) 荻生徂徠「政談」(日本思想大系36「荻生徂徠」一九七三)二九九頁。

(40) 熊沢蕃山「集義和書抄録」(井上哲次郎編『武士道叢書』上巻一九〇四)六四―五頁。

(41) 鹿子木量平「水理考」年不詳、熊本県立図書館蔵。

(42) 宇野廉郷／写「三隅丈八源明壽傳」熊本県立図書館蔵。

(43) 清正公三百年会編「加藤清正傳附圖」(一九七九)。

(44) 前掲(42)。

(45) 長尾義三「日本の土木史」(一九八五)二三頁。

「個人の直接利益のためというより、個々人の労力を提供し、皆が生活する社会環境をよくしようというのが土木事業である」

(46) 最澄「天台法華宗年分学生式」(辻善之助『日本文化と仏教』

一九五二所収。

(47) 辻善之助『日本文化と仏教』(一九五二)二七〇頁。

「…仏教は日本国民の精神並びに物質生活の中に全く消化せられ、その肉となり血となつて、国民は日常生活の中に知らず知らず仏教文化に涵つてゐるのである」

(48) 天草郡教育会『天草郡史料』(『天草島鏡』一九一三)。

一 御取掛前、龍神・山神・地神を祭、諸役人打寄神酒を満、御普請中諸役人夫方に至迄怪我等無之成就の上、塘手申分なく五穀成就仕候様祈禱の事、

鹿子木量平『邦君積善記』(一八三三) 熊本県立図書館蔵。

一文政五年九月廿四日貝洲

氏神奉勧請如誓両新地村々氏子共奉尊崇、御勧請之時は九月廿二日寅時本妙寺御発興、御供は貫主以下之僧…

(七百町新地に、熊本の本妙寺より僧を招き、「加藤神社」を勧請した。有明・八代の両海辺新地群には、加藤清正にちなむ加藤神社が三五社あるといわれている)

(49) 太宰春台『経済録拾遺』(『日本経済叢書』六卷一九一四)

二八九頁。

(50) 芳賀登「多彩な手段を通しての民衆教育」(大石慎三郎・中根千枝『江戸時代と近代化』一九八六) 六九頁。

(51) 文部省総務局『日本教育史史料』三(一八八九) 一九六頁。

「知行取ノ子弟中小姓ノ嫡子凡士席以上ハ、大小身ノ無差別時

習館及両シヤへ可罷出候、輕輩陪臣タリトモ拔群ノ者、内膳承届罷出候様申付候、農商モ同断」

右の次第により、農民階層から藩校時習館に学んだ者は数多い。領内各地の手永会所では、若い役人を競つて派遣し、算学・測量術・天元術(代数)などを習得させた。

(52) 下田一喜『肥後文教史』(一九二三) 四〇二頁。

(53) 布川清司『近世町人思想史研究』(一九八三) 二八三頁。